

## 家畜市場に出荷する皆様方へ

### インボイス(適格請求書)発行事業者の登録情報の提供のお願い

いつも当市場をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、当市場では、令和5年10月からインボイス制度が開始されることに伴い、出荷者(家畜の所有者)の皆様は代わってインボイスを交付する特例(※)の活用を検討し、準備を進めておりますが、特例の活用には家畜市場を利用する方々の協力が必要となっております。

つきましては、インボイス発行事業者の登録情報について、当市場まで提供いただきますようご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

(※ただし、出荷する家畜の所有者が免税事業者の場合、発行できません)

#### <家畜商の皆様>

家畜市場がインボイスを発行するためには、出荷される家畜の所有者がインボイス発行事業者かどうかを事前に把握しておく必要があります。

このため、家畜商の皆様は市場出荷が見込まれる全ての委託元について、

①インボイス発行事業者の登録を行っているかどうか

②登録している場合は、登録番号

を事前に市場(※)に提供いただきますよう、併せてご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

(※様式については、(別紙1)家畜市場利用者(販売者)、(別紙2)家畜の所有者の「インボイス発行事業者の登録情報について」による)

(参考)

